

説 明 書

業務名	唯一無二の誇り高き学校づくりに係る魅力・情報発信等業務委託
履行期間・履行場所	契約締結日から令和8年3月31日まで・佐賀県内
契約上限額	5,035千円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）
公示	令和7年4月28日（月）
オリエンテーション 参加申込期限	令和7年5月2日（金）14時まで
オリエンテーション	令和7年5月2日（金）14時から 佐賀県庁新館地下1階SAGA CHIKA
参加資格確認申請書 提出期限	令和7年5月8日（木）17時まで
仕様書等に対する質 問書提出期限	令和7年5月8日（木）17時まで
提案書提出期限	令和7年5月23日（金）17時まで
プレゼンテーション	令和7年5月28日（水）13時30分から 佐賀県庁旧館2階教育委員会室
結果通知	令和7年5月30日（金）までに通知

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、次に掲げる必要な書類を提出しなければならない。

- ア 様式第2号 参加資格確認申請書 1部
- イ 様式第3号 誓約書 1部
- ウ 様式第6号 実績書 1部
- エ 会社概要（パンフレットで可） 1部

(2) 申込書等の提出は、持参又は郵送による。

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等に対する質問について

質問書提出期限までに、様式第4号に記入のうえ電子メール又はファックスにより提出すること。

なお、必要に応じて、全ての参加者に回答内容を周知する。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

ア 表紙（様式第5号）	正本1部 副本5部
イ 提案書（任意様式）	正本1部 副本5部
ウ 見積書	正本1部 副本5部
エ 実施スケジュール案	正本1部 副本5部
オ 業務体制表	正本1部 副本5部

※ 原則A4版とする。

※ 提出後の差し替えは受け付けない。

※ 見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内容を記載すること。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料等は使用しないものとする。
- (2) 提案書等を投影するためのプロジェクター及びスクリーンは県において準備するが、操作用PCやレーザーポインターについては提案者が持参すること。（プロジェクターを使用しない場合はこの限りではない）
- (3) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり25分程度（説明15分、質疑10分程度）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、企画提案能力評価が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 企画コンペ参加者が1者のみの場合でも、その者が最低基準点を満たしている場合には、その者を最優秀提案者とする。
- (5) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から10日以内に収支等命令者に提出しなければならない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本件企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本件企画コンペに参加を希望する者は、佐賀県から提供を受けた文書について、本件企画コンペに係る手続き以外の目的に供してはならない。
- (5) 本件企画コンペに参加を希望する者は、この説明書の交付からプレゼンテーションまでの手続きに際して得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該参加希望者による情報の漏洩によって佐賀県又は第三者に与えた損害は、当該参加者において賠償するものとし、佐賀県は一切その責を負わない。これはプレゼンテーション終了後も同様とする。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 添付書類

- (1) 公示
- (2) 説明書
- (3) 業務委託仕様書
- (4) 評価基準
- (5) 【様式第1号】オリエンテーション参加申込書
- (6) 【様式第2-1号（単独事業者用）】参加資格確認申請書
- (7) 【様式第2-2号（共同事業体用）】参加資格確認申請書
- (8) 【様式第2-3号】共同事業体協定書
- (9) 【様式第3号】誓約書
- (10) 【様式第4号】仕様書等に対する質問書
- (11) 【様式第5号】提案書（表紙）
- (12) 【様式第6号】実績書

10 問い合わせ

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

佐賀県教育委員会事務局教育振興課唯一無二の学校づくり担当

電話：0952-25-7424

ファックス番号：0952-25-7409

電子メールアドレス：kyouiku-shinkou@pref.saga.lg.jp